

安全保障理事会決議 2249 (2015)

2015年11月20日、安全保障理事会第7565回会合にて採択

安全保障理事会は、

安保理諸決議 1267 (1999)、1368 (2001)、1373 (2001)、1618 (2005)、1624 (2005)、2083 (2012)、2129 (2013)、2133 (2014)、2161 (2014)、2170 (2014)、2178 (2014)、2195 (2014)、2199 (2015)、2214 (2015) および関連する安保理の議長諸声明を再確認し、

国際連合憲章の原則および目的を再確認し、

国際連合憲章の目的および原則に従った全ての国家の主権、領土保全、独立および統一に対する安保理の尊重を再確認し、

あらゆる形態および表現におけるテロリズムは、国際の平和および安全に対する最も重大な脅威の一つを構成すること並びにテロリズムのどんな行為も、その動機、何時また誰により犯されたものかにかかわらず犯罪でありまた正当化できないことを再確認し、

その暴力的な過激主義的イデオロギー、そのテロ行為、文民に対して向けられたその継続した甚だしい組織的且つ広範な攻撃、宗教的または民族的理由で駆り立てられたものを含む、人権侵害および国際人道法違反、その文化遺産の徹底的破壊および文化財の取引、なおまた、イラクおよびシリア全土の大部分と天然資源についてのその支配力並びに紛争地区から遠く離れているものでさえ、全ての地域および加盟国にその脅威が影響する外国人テロ戦闘員のその勧誘と訓練により、イラクおよびレバントのイスラム国 (ISIL、またダーシュとしても知られている) は、国際の平和および安全に対する地球規模のまた前例のない脅威を構成していることを認定し、

アル・ヌスラ戦線 (ANF) およびアル・カーイダと関係を有する全てのその他の個人、集団、企業および団体も、国際の平和および安全に対する脅威をまた構成することを想起し、

国際の平和および安全に対するこの前例のない脅威とあらゆる手段により闘うことを決意し、

ダーシュが、イラク国民および領域の安全に対する直接の脅威である、イラク国境の外に安全な避難所を確立したことを述べているイラク当局からの 2014 年 6 月 25 日付と 2014 年 9 月 20 日付の書簡に留意し、

加盟国は、テロリズムと闘うために講じられたあらゆる措置が、国際法、とりわけ国際人権、難民および人道法の下、あらゆる自らの義務を遵守することを確保しなければならないことを再確認し、

事態は、シリア紛争に対する政治的解決がなければ更に悪化し続けることになることをくり返し表明しそして安保理決議 2118 (2013) の添付文書 II として是認された 2012 年 6 月 30 日のジュネーブ・コミュニケ、2015 年 10 月 30 日のウィーンにおけるシリアに関する多当事者間会談の成果文書に関する共同声明および 2015 年 11 月 14 日の国際シリア支援グループ (ISSG) の声明を履行する必要性を強調し、

1. スースで 2015 年 6 月 26 日に、アンカラで 2015 年 10 月 10 日に、シナイ上空で 2015 年 10 月 31 日に、バイルートで 2015 年 11 月 12 日にそしてパリで 2015 年 11 月 13 日に起こったダーシュとしてもまた知られている ISIL により実行された恐るべきテロ行為、並びに人質拘束および殺害を含む、ダーシュとしてもまた知られている ISIL により実行された全てのその他の攻撃を最も強い文言で疑いの余地なく非難し、またそれが更なる攻撃を実行する能力と意図を有していることに留意しそして平和および安全に対する脅威としてそのような全てのテロ行為をみなす。

2. 犠牲者およびその家族並びにチュニジア、トルコ、ロシア連邦、レバノンおよびフランスの国民および政府に対し、また上記の攻撃においてその国民が標的とされた全ての政府並びにテロリズムのあらゆるその他の犠牲者に対し安保理の深い悔やみと弔意を表明する。

3. ダーシュとしてもまた知られている ISIL による、継続した甚だしい、組織的なまた広範な人権侵害および人道法違反、並びに文化財の破壊と略奪の野蛮な行為を最も強い文言でまた非難する。

4. テロ行為、国際人道法違反または人権違反若しくは侵害を犯したことについて責任を有するか

またはその他の点で責任を有する者が、責任を問われなければならないことを再確認する。

5. そうする能力を有する加盟国に対し、国際法、とりわけ国際連合憲章並びに国際人権、難民および人道法を遵守して、シリアおよびイラクにおけるダーシュとしてもまた知られている ISIL の支配下にある領域において、特にダーシュとしてもまた知られている ISIL 並びに ANF およびアル・カーイダと関係を有する全てのその他の個人、集団、企業および団体並びに国際連合安全保障理事会により指定された、そして 11 月 14 日の国際シリア支援グループ (ISSG) の声明に従って、国際シリア支援グループ (ISSG) により更に合意されそして国連安全保障理事会により支持される可能性のある、その他のテロ集団により実行されるテロ行為を予防しそして抑圧するその取組を倍加しまた調整するための、そしてイラクとシリアのかなりの部分に確立した安全な避難所を根絶するための、あらゆる必要な措置を講じることを求める。

6. 加盟国に対し、イラクおよびシリアへの外国人テロ戦闘員の流入を抑止するためまたテロリズムの資金調達を予防しまた抑圧するためその取組を強化することを促し、そして全ての加盟国に対し、上記諸決議を十分に実施し続けることを促す。

7. ダーシュとしてもまた知られている ISIL により与えられた脅威をより良く映し出すため 1267 委員会制裁一覧表を速やかに最新情報に更新する安保理の意図を表明する。

8. この問題に引き続き取り組むことを決定する。